

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更の概要

■ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議決定）

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する方針・施策等を定める計画。

南海トラフ巨大地震対策についての報告書（R7.3）を踏まえた主な変更

新たな被害想定

直接死

約17.7万人～ 約29.8万人

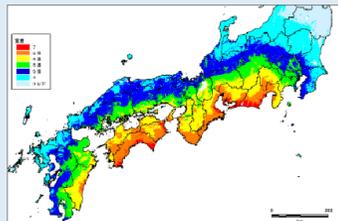
（早期避難意識70%）（早期避難意識20%）
※地震動：陸側、津波ケース①、冬・深夜、風速8m/s

災害関連死

約2.6万人～約5.2万人

※発災後の状況によっては更なる増加につながるおそれ

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書（令和7年3月31日報告書とりまとめ）

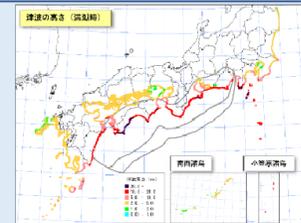


神奈川県から鹿児島県までの主に太平洋側の広い範囲で震度6弱以上が発生

震度6弱以上の市町村数 601市町村→600市町村

静岡県から宮崎県までの主に沿岸域の一部で震度7が発生

震度7の市町村数 143市町村→149市町村



【全割れ全11ケースの最大包絡の津波高（満潮時）】

福島県から沖縄県の太平洋側の広い範囲で高さ3m以上の津波が到達

高知県幡多郡黒潮町、土佐清水市で最大約34mの津波

静岡県静岡市、焼津市、和歌山県東牟婁郡太地町、東牟婁郡串本町で1m以上の津波が最短2分で到達

福島県から沖縄県の広い範囲で津波による浸水が発生

基本計画変更のポイント

基本的方針

- 「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化
- 地震動（強い揺れ）及び火災に伴う被害への対応
- 巨大な津波に伴う被害への対応
- 超広域かつ多分野にわたる被害への対応
- 災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援
- 国内外の社会・経済に及ぼす影響への対応
- 時間差を置いて発生する地震への対策等の推進
- 複数の災害等への同時対応（複合災害対策）
- 主体的に防災対策に取り組む社会の醸成
- 訓練等を通じた実効性のある対策の推進
- 防災・減災に関する調査研究・技術開発の推進
- 総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化
- 地震防災対策の進捗や効果の定期的かつ継続的な把握

※下線：今回の見直しで追加となった項目

新たな目標

- 被害想定を更新を踏まえた「今後10年の減災目標」を設定
- 「命を守る」対策、「命をつなぐ」対策（特に重要な施策）について、重点的にモニタリングを実施
- 目標の対象地域の見直し（全国目標から南海トラフ地震防災対策推進地域を対象とした目標の充実化）

想定される死者数 約29万8千人 から おおむね8割減少

想定される建築物の全壊焼失棟数 約235万棟 から おおむね5割減少

具体目標の数： 48個 → 205個に拡充

具体的に実施すべき主な対策

① 社会全体における防災意識の醸成・総合的な防災体制の構築

- 安全で確実な避難の確保**
- 津波ハザードマップの作成支援及び防災訓練の実施
 - 防災行政無線等の多様な防災情報伝達手段の整備
- 防災教育・防災訓練の充実**
- 防災教育の推進
- NPO・ボランティア団体等民間主体との連携**
- ボランティア活動の実施に向けた環境整備
- 広域連携・支援体制の確立**
- 地方公共団体の受援体制の確保
- 後発地震への対応**
- 電子基準点網等の耐災害性強化対策 等

② 被害の絶対量を減らす取組

- 建築物の耐震化等**
- 住宅等の耐震化
 - 家具の固定、ガラス等の飛散防止の対策
- 火災対策**
- 電気に起因する出火の防止
- 津波に強い地域構造の構築**
- 海岸保全施設整備の推進
 - 避難場所・避難経路の整備
- 総合的な防災力の向上**
- 事前復興に向けた取組の充実 等

③ ライフライン・インフラの強化

- ライフライン施設の耐震化等**
- 発電・送電システムの耐震化等
 - 上下水道施設の耐震化
 - 通信・放送施設の対策
- インフラ施設の耐震化等**
- 交通インフラの機能維持に向けた対策
- 基幹交通網の確保**
- 早期復旧に向けた体制構築
- 石油コンビナート対策**
- 石油コンビナート施設の被害防止 等

④ 救助体制・救急救命を強化する施策・防災DX

- 救急救命を強化する施策**
- 医療施設・社会福祉施設等の耐震化
 - DMATの充実
 - 医療コンテナの活用
- 救助体制を強化する施策・国による応援組織の充実**
- 緊急消防援助隊、消防団等の充実・強化
 - TEC・FORCE活動の強化
- デジタル技術を活用した防災対策の推進**
- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の推進 等

⑤ 被災者支援、災害関連死防止の対策

- 避難者等への対応**
- 避難所の設備の充実
 - 避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進
 - キッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度の創設
- 食料・水、生活必需品等の物資の調達**
- 備蓄の充実、物資の情報管理の整備
- 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動**
- 緊急輸送体制の確保
- 燃料の供給対策**
- 災害時に備えた燃料供給体制の確保 等

推進計画の作成・変更にあたってのポイント

○地域ごとに被災状況を想定したシミュレーション等を実施した上で、「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策を重点施策として推進 ※国が協働して推進

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策の体系

○ 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定があった場合、中央防災会議は「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を作成するとともに、関係機関は各種計画を作成。

